玉城町公告第56号

令和7年度玉城町立保育所給食調理業務公募型プロポーザルに関する公告

令和7年度玉城町立保育所給食調理業務について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和6年12月26日

玉城町長 辻村 修一

記

Ⅰ 目 的

玉城町には保育所が4箇所存在し、給食調理および栄養士業務については「玉城町立保育所給食調理業務」にて委託しているが、現契約期間が令和6年度末で満了となることから、令和7年度以降も引き続き、公立保育園の給食調理業務および栄養士業務について、安定した提供体制と給食の質の確保を目的として、高い専門性やノウハウを有する者への委託を行う。

これらを踏まえ、当該業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、広く事業者を募集し提案された企画等を一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」により契約の相手方となる候補者(以下「受注予定者」という。)を特定するものとする。

2 概 要

(1) 業務名

令和6年度 第37号

令和7年度 玉城町立保育所給食調理業務

(2) 業務内容

別添、令和7年度玉城町立保育所給食調理業務仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月 | 日から令和 | 0年3月3 | 日までの3年間とする。

3 参加資格条件

給食調理業務の受託にあたり、次の要件を満たしていること。

- (I) 玉城町の競争入札参加者名簿に参加申込書提出時において登載されている事業者であり、且つ、その他業務、給食業務、給食調理業務に登録されていること。
- (2) 仕様書の業務内容を確実に遂行出来、安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、除去食及び食物アレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が図られていること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づく認定こども園の給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (5) 「保育所における調理業務の委託について(平成 I 〇年 2 月 I 〇日児発第3 〇 5 号厚生省児童家庭局長通知)、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 2 4 日衛食第8 5 号別添、最終改正:平成 2 9 年 6 月 I 6 日生食発 O 6 I 6 第 I 号)に基づく保育所給食調理業務及びそれに付随する業務が可能であり、栄養士及び調理員の資格を有する従事者の配置が可能であること。
- (6) 製造物責任法(平成6年法律第85条)第3条の規定に定める損害賠償 責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和6年9月1日から起算して過去3年間、当該支店等が保育園給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

- (9) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (III) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- (II) 玉城町建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (12) 破産法(平成 | 6年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 | 4年法律第 | 54号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 | 1年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでないこととする。
- (日) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3 | 2条第 | 項各号に掲げる者でないこと。
- (14) 上記の資格要件に適合する業務代行の保証人が得られること。

4 手続等

(1) 必要書類の配布

玉城町立保育所給食調理業務公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各様式等は、玉城町ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領等を 参照すること。

5 連絡先

玉城町役場 保健福祉課

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 1 1 4 番地 2

TEL: 0 5 9 6 - 5 8 - 8 2 0 3

 $FAX: \ 0\ 5\ 9\ 6\ -\ 5\ 8\ -\ 9\ 4\ 7\ 5$

メール: seifuku-t@town.tamaki.lg.jp